

設計業務等共通仕様書 [R5. 10. 1以降適用]

## 第7編下水道管渠編

秋 田 県

— 表紙 (裏) 空欄 —

# 目 次

<b>第7編 下水道管渠編</b> .....	<b>1</b>
<b>第1章 総則</b> .....	<b>1</b>
第7001条 業務の目的.....	1
第7002条 一般仕様書の適用範囲.....	1
第7003条 許可申請.....	1
第7004条 その他.....	1
<b>第2章 調査</b> .....	<b>2</b>
第7201条 資料の収集.....	2
第7202条 現地踏査.....	2
第7203条 地下埋設物調査.....	2
第7204条 公私道調査.....	2
第7205条 在来管調査.....	2
<b>第3章 設計一般</b> .....	<b>3</b>
第7301条 事業計画図書の確認.....	3
第7302条 参考資料の貸与.....	3
<b>第4章 設計細則（基本設計）</b> .....	<b>4</b>
第7401条 設計図の作成.....	4
第7402条 概略工法検討.....	4
第7403条 報告書.....	4
<b>第5章 設計細則（詳細設計）</b> .....	<b>5</b>
第7501条 設計図の作成.....	5
第7502条 各種計算.....	5
第7503条 数量計算.....	6
第7504条 報告書.....	6
<b>第6章 照査</b> .....	<b>7</b>
第7601条 照査事項.....	7
<b>第7章 成果物</b> .....	<b>8</b>
第7701条 成果物.....	8
第7702条 実施設計関係成果物（基本設計）.....	8
第7703条 実施設計関係成果物（詳細設計）.....	8
<b>第8章 参考図書</b> .....	<b>9</b>
第7801条 参考図書.....	9

— 空 白 —

## 第7編 下水道管渠編 (基本設計、詳細設計)

### 第1章 総則

#### 第7001条 業務の目的

本委託業務（以下「業務」という。）は本仕様書に基づいて、特記仕様書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な設計図、計算書、設計書等の作成を行うことを目的とする。

#### 第7002条 一般仕様書の適用範囲

受注者は、本仕様書に従い業務を施行しなければならない。ただし、特別な仕様については、特記仕様書に定める仕様に従い施行しなければならない。

#### 第7003条 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する事務に必要な図面作成を遅滞なく行わなければならない。

#### 第7004条 その他

特段の記載のない事項については、共通編を参考とすること。

## 第2章 調査

### 第7201条 資料の収集

受注者は、業務上必要な資料、地下埋設物及びその他支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署、企業者等において将来計画を含め十分調査しなければならない。

### 第7202条 現地踏査

受注者は、設計対象区域について踏査し、地勢、土地利用、排水区界、道路状況、水路状況等現地を十分に把握しなければならない。

### 第7203条 地下埋設物調査

受注者は、設計対象区域について、水道、下水道、ガス、電気、電話等地下埋設物の種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料と照合し、確認しなければならない。

### 第7204条 公私道調査

受注者は、道路、水路等について公図並びに土地台帳により調査確認しなければならない。

### 第7205条 在来管調査

在来管調査は、第7203条地下埋設物調査で行う範囲を超える調査であり、管路、マンホールおよびますの老朽度、堆積物の状況、破損の状態、構造、底高等現地作業を伴うものをいう。当該調査は別途計上とする。

## 第3章 設計一般

### 第7301条 事業計画図書の確認

受注者は、第2章調査の各項の調査等と併せて、設計対象区域にかかる事業計画図書の確認をしなければならない。

### 第7302条 参考資料の貸与

発注者は、業務に必要な下水道事業計画図書、土質調査書、測量成果書、在来管資料、道路台帳、地下埋設物調査、下水道標準構造図等の資料を所定の手続きによって貸与する。

## 第4章 設計細則（基本設計）

### 第7401条 設計図の作成

受注者は、主要な設計図を次により作成し、図面完成時には、調査職員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S = 1/10,000 \sim 1/30,000$ ）は地形図に設計区域又は設計区間を記入する。

(2) 区画割施設平面図

区画割施設平面図（ $S = 1/2,500$ ）は事業計画において作成した区画割図面に基づいて枝線の区画割りを行い、設計区域又は設計区間の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離、区画の面積及び幹線・排水区又は処理区等の名称を記入すること。

(3) 縦断面図

縦断面図（ $S = \text{縦}1/100, \text{横}1/2,500$ ）は区画割施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入すること。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り及び河川、鉄道、国道等の位置、名称、形状、寸法等及び河川の現在と計画の底高、高水位並びに幹線、処理区等の名称を記入すること。

(4) 流量計算表

流量計算表は、事業計画において作成された流量表に基づいて、管渠の断面、勾配を決定し、起終点の管底高、土被り、流入管記号を記入すること。

(5) 概略構造図

概略構造図（ $S = 1/50 \sim 1/100$ ）は、次の要領で作成する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次の特殊構造のものは、縦断面図と同一記号を用いて図面を作成する。

特殊なマンホール、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越等特に構造図を必要とするものについて概略の形状図を作成する。

### 第7402条 概略工法検討

概略工法検討業務は、設計対象路線の管路布設工法（開削、推進、シールド）の選定を行うものである。ただし、箇所別詳細な工法の検討は詳細設計で行うものとする。

### 第7403条 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、位置、設計の目的、調査計画の概要、設計計画、概略工法検討等を集成するものとする。



## 第5章 設計細則（詳細設計）

### 第7501条 設計図の作成

受注者は、主要な設計図を次により作成し、図面完成時には、調査職員の承認を受けなければならない。

(1) 位置図

位置図（ $S=1/10,000\sim 1/30,000$ ）は地形図に施工箇所を記入する。

(2) 系統図

系統図（ $S=1/2,500$ ）は地形図に設計区間を記入する。

(3) 平面図

平面図（ $S=1/500$ ）は測量による平面図及び道路台帳に基づいて、設計区間の占用位置、マンホール及び立坑の位置、管渠の区間番号、形状、管径、勾配、区間距離及び管渠の名称等を記入する。

(4) 詳細平面図

詳細平面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は主要な地下埋設物さくそう箇所、重要構造物近接箇所及び河川、鉄道、国道等横断箇所等特に詳細図を必要とし、調査職員が指示する場合に平面図及び横断図等を作成する。

(5) 縦断面図

縦断面図（ $S=縦1/100, 横1/500$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、勾配、区間距離、地盤高、管底高、土被り、マンホールの種別及び河川、鉄道、国道等の位置、名称、流入及び交差する管渠の位置、番号、形状、管径、管底高、主要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称等を記入する。

(6) 横断面図

横断面図（ $S=1/50\sim 1/100$ ）は、平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。

管渠の位置、平面図との対照番号、形状、管径、地盤高、管底高及び必要な地下埋設物の名称、位置、形状、寸法等及び管渠の名称又は横断位置の名称等を記入する。

(7) 構造図

構造図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

発注者の下水道標準構造図によるものは作成を要しないが、次のような特殊構造のものは縦断面図と同一記号を用いて構造図を作成する。

特殊な布設構造図、接続室、雨水吐室及び吐口、伏越、特殊な形状のマンホール及びます等特に構造図を必要とし、仕様書に明記されているもの。

(8) 仮設図

仮設図（ $S=1/10\sim 1/100$ ）は、次の要領で記入する。

仮設図は構造図と同一記号を用いて作成する。

設計図には、掘削幅、長さ、深さ、地盤高、床堀高及び使用する材料の位置、名称、形状、寸法、他の地下埋設物防護工並びに補助工法の範囲、名称等を記入する。

### 第7502条 各種計算

受注者は、管渠、管基礎、推進力及び構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、発注者と十分打合わせの上、計算方針を確認して行わなければならない。

### 第7503条 数量計算

土工、管、管基礎、覆工及び構造物、仮設、補助工法等材料別に数量を算出する。

### 第7504条 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的、概要、位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

## 第6章 照 査

### 第7601条 照査事項

受注者は設計全般にわたり、以下に示す事項について照査を実施しなければならない。

- 1) 基本条件の確認内容について
- 2) 比較検討の方法及びその内容について
- 3) 設計計画（設計方針及び設計手法）の妥当性について
- 4) 計算書（構造計算書、容量計算書、数量計算書、耐震設計計算書等をいう。）  
について
- 5) 計算書と設計図の整合性について

## 第7章 成果物

### 第7701条 成果物

成果物は次の2条に掲げるものについて作成し、第1117条成果物の提出に従い納品するものとする。

### 第7702条 実施設計関係成果物（基本設計）

図書名	縮 尺
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000
(2) 区画割施設平面図	1/2,500
(3) 縦断面図	縦1/100、横1/2,500
(4) 流量計算表	
(5) 概略構造図	1/50～1/100
(6) 概略工法検討書	
(7) 報告書	
(8) 打合わせ議事録	
(9) その他参考資料（地下埋設物調査資料他）	

### 第7703条 実施設計関係成果物（詳細設計）

図書名	縮 尺
(1) 位置図	1/10,000～1/30,000
(2) 系統図	1/2,500
(3) 施設平面図	1/500
(4) 詳細平面図	1/50～1/100
(5) 縦断面図	縦1/100、横1/500
(6) 横断面図	1/50～1/100
(7) 構造図	1/10～1/100
(8) 仮設図	1/10～1/100
(9) 水理計算書	
(10) 構造計算書（耐震設計計算書を含む）	
(11) 数量計算書	
(12) 報告書	
(13) 特記仕様書	
(14) 打合わせ議事録	
(15) その他資料	

設計に伴って収集・調査した資料及びその他申請等に関する資料

## 第8章 参考図書

### 第7801条 参考図書

業務は、次に掲げる最新版図書を参考にして行うものとする。

- (1) 発注者の下水道構造標準図
- (2) 発注者の道路埋設標準定規

その他、秋田県委託業務共通仕様書(参考資料)「I 主要技術基準及び参考図書」による。